中央公民館主催講座などの受講生募集

＜長期学習講座＞

とにかくやさしいヨガ

時５月15日㈭・29日㈭、６月５日㈭・19日㈭、７月３日㈭・17日㈭、９月４日㈭・18日㈭（全８回）
各日午後２時～４時
対成人　定20人　持ヨガマット

Let's Enjoy！楽しい英語講座

時６月12日㈭・26日㈭、７月10日㈭・24日㈭、８月７日㈭・28日㈭、９月11日㈭・25日㈭、10月９日㈭・23日㈭（全10回）
各日午後１時30分～３時30分
対成人　定20人

＜前期学習講座＞

かわいい筆文字アートで気持ちを表現しよう

時６月６日㈮・20日㈮、７月４日㈮・18日㈮、８月１日㈮・22日㈮（全６回）
各日午前10時～正午
対成人　定20人　費材料費100円　持筆ペン

キミの好きを形に！原型師になろう

粘土から自分の好きな形を作っていく造形の仕方と、道具の使い方などの技術を学びます。
時６月14日㈯・28日㈯、７月５日㈯
各日午後２時～４時
対小学４年生～成人　定15人　費材料費2,000円

木の実で簡単なジオラマを作ろう！

時７月26日㈯、８月２日㈯・９日㈯
各日午前10時～正午
対成人　定20人　費材料費500円

はじめての野菜づくり講座

時８月２日㈯・23日㈯、９月６日㈯・27日㈯、10月11日㈯、11月15日㈯、12月20日㈯（全７回）
各日午前９時～正午
対成人　定15人　費材料費2,000円

各講座の申込方法

４月18日㈮午前９時10分から中央公民館で申し込み。（整理券は午前９時から配付します）
受講者は講座の初日に材料費をお支払いください。

＜みんなでチャレンジ＞

はじめてのそろばん教室

時５月31日㈯、６月７日㈯・14日㈯・21日㈯・28日㈯、７月５日㈯（全６回）
各日午前10時～11時30分
対小学２～６年生　定40人　持そろばん

日本の自然に赤信号！？外来種問題を考えよう！

時６月22日㈰　午前10時～正午
対小学４年生～成人　定20人

キミも神絵師になれる！！プロが教えるイラスト講座

時７月19日㈯・26日㈯、８月２日㈯・９日㈯・23日㈯・30日㈯（全６回）
各日午後１時30分～３時30分
対小学生～成人　定15人　費材料費100円

君は未来のゴッホ！君だけのひまわりを描こう！

時７月20日㈰・27日㈰
各日午前９時30分～11時30分
対小中学生　定15人

各講座の申込方法

４月18日㈮午前９時10分から市公式ＬＩＮＥで申し込み。（先着順）　市公式LINE
受講者は、各講座の初日に材料費をお支払いください。

各講座はすべて中央公民館で開催します。

問中央公民館　☎４４３－３２２５

毎月最終日曜日・毎週火曜日の夜間に開庁

毎月最終日曜日に市役所窓口の一部を開庁

開庁日時　毎月最終日曜日　午前８時30分～午後５時
※12月の日曜開庁は21日です。

開庁部署
市民課・国保年金課・課税課・納税課

来庁される前に取扱業務やお持ちいただくものなどを各担当課へお問い合わせください。

住民異動が伴う業務やパスポートの申請、国民年金業務、後期高齢者医療保険業務は取り扱うことができません。

毎週火曜日の夜間窓口

仕事などで、市税などの納付や納税相談を平日の開庁時間内に来庁できない方や、マイナンバーカードの申請、受け取りなどの窓口を毎週火曜日に夜間窓口を開設しています。

開設日　毎週火曜日（年末年始、祝日を除く）

取扱業務・時間・場所

市税などの納付、納税相談
午後５時15分～８時
納税課

※納税相談の場合、時間を要することがありますので、早めの来庁をお願いします。

マイナンバーカード窓口
午後５時15分～７時30分
市民課

※業務内容や必要書類などは、市ホームページなどで確認のうえ来庁してください。

問納税課
☎４４３－１１１５

八街市一般廃棄物処理基本計画を策定

本計画は、一般廃棄物処理の責務を負う市町村が一般廃棄物として定義されている「ごみ」と「生活排水」に関する処理の基本的な方向を、長期的な視点に立って策定するものであり、今回の計画では、新たに食品ロス削減推進計画を加え、令和７年度から令和16年度までの10年の計画期間としました。

市民の皆さまや、事業者の皆さまには、ごみ処理に関する３Ｒの推進や食品ロス削減に向けて、ご協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

３Ｒとは
・Ｒｅｄｕｃｅ（発生抑制、ごみを減らす、出さない）
・Ｒｅｕｓｅ（再使用、使えるものは繰り返し使う）
・Ｒｅｃｙｃｌｅ（再生利用、ごみを資源として再利用する）

問い合せ先
ごみ・食品ロス
クリーン推進課
☎４４３－６９３７
生活排水
環境課
☎４４３－１４０６

パブリックコメント募集

※案件の詳細は、市ホームページ・閲覧場所でご確認ください。
また、ご不明な点は担当課にお問い合わせください。

案件名	募集期間	担当課	詳細 QR
八街市手話言語条例（案）	４月15日㈫～５月14日㈬	障がい福祉課　☎443－1649	

＜意見提出ができる方＞
①市内に在住、在勤または在学している方
②市内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体
③この案件に利害関係のある方

＜主な閲覧方法＞
①市ホームページ ②担当課窓口 ③図書館 ④南部老人憩いの家
※このほかに閲覧場所を追加している場合があります。

＜意見提出方法＞
意見書に必要事項を記入し、募集期間内に次の方法で提出
①担当課に持参、郵送、ＦＡＸ、メール
②各閲覧場所に備え付けの意見箱へ投函
※意見書は、閲覧場所・市ホームページから入手可能です。